

尾張旭市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和3年11月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

企画部（企画課、秘書課・健康都市推進室、人事課、広報広聴課、情報政策課）

### 3 監査の期間

令和3年9月24日から令和3年10月29日まで

### 4 監査の方法

令和3年度（令和3年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項（注意すべきもの）

平子町北地内市有地草刈り伐採業務委託の施行伺いにおいて、当該支出予算額が記載されていない。100万円を超えた場合、部長の専決事項となるため、支出予定額の記載が必要となる。（企画課）

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

消防本部（消防総務課、予防課、消防署）

### 3 監査の期間

令和3年9月24日から令和3年10月29日まで

### 4 監査の方法

令和3年度（令和3年8月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項（注意すべきもの）

浄化槽維持管理委託業務報告書に收受日付印が押印されていない。

尾張旭市文書取扱規程第13条第1項により、報告書には收受日付印を押印する必要がある。（消防総務課）